

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十四年東京都条例第八十五号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例

（趣旨）

（趣旨）

第一条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）第二百二十七条の規定により、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）に基づき事務に関する手数料は、この条例の定めるところにより徴収する。

（標識の寸法）

第二条 法又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「省令」という。）の規定に基づき知事が設置する標識の寸法は、別表第一に定めるところによる。

（手数料の徴収）

（手数料を徴収する事務等）

第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）第二百二十七条の規定により、法に基づく事務に関する手数料を徴収する。

2| 手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、額及び徴収時期は、別表第二に定めるところによる。

第二条 手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、額及び徴収時期は、別表に定めるところによる。

（手数料の減免）

（手数料の減免）

第四条 （現行のとおり）

第三条 （略）

（手数料の不還付）

（手数料の不還付）

第五条 （現行のとおり）

第四条 （略）

（過料）

（過料）

第六条 （現行のとおり）

第五条 （略）

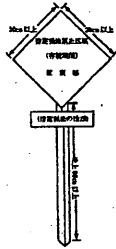
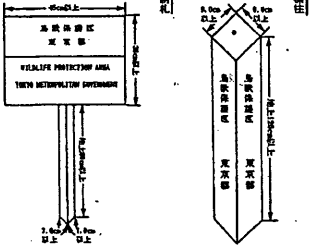
（委任）

（委任）

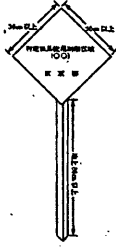

第七条 （現行のとおり）

第六条 （略）

別表第一（第二条関係）

<p>標識を設置する区域</p>	<p>一 指定猟域 法禁止区</p>	<p>二 鳥獣保護区</p>
<p>標識の設置の根拠となる規定</p>	<p>法第十五条第十三項</p>	<p>法第二十八条第九項において準用する法第十五条第十三項</p>
<p>標識の寸法</p>		
<p>備考</p>	<p>一 立木竹等に固定させる場合にあっては、地上八十センチメートル以上の場所 で固定させること。 二 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できるときは、当該制札の寸法については、知事が適当と認める寸法とする。</p>	<p>一 支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合を示している。ただし、鉄材等を用いる場合であつて、木材を用いたときと同程度以上の強度があるときは、知事が適当と認める寸法とする。 二 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できるときは、当該制札の寸法については、知事が適当と認める寸法とする。</p>

<p>三 特別保護地区</p>	<p>法第二十九 条第四項に おいて準用 する法第十 五条第十三 項</p>		<p>四 特別保護指定区域</p>	<p>省令第三十 七条第一項</p>		<p>五 休猟区 (六の項に規定する区域を除く。)</p>	<p>法第三十四 条第五項</p>		<p>六 休猟区のうち法の第十四条第一項の規定に基づき、知事が特定鳥獣に関する捕獲等をする</p>			<p>既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できるときは、知事が適当と認める寸法とする。</p>		<p>一 立木竹等に固定させる場合にあつては、地上八十センチメートル以上の場所へ固定させること。</p> <p>二 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できるときは、知事が適当と認める寸法とする。</p>			
<p>五 休猟区 (六の項に規定する区域を除く。)</p>	<p>法第三十四 条第五項</p>		<p>六 休猟区のうち法の第十四条第一項の規定に基づき、知事が特定鳥獣に関する捕獲等をする</p>														
<p>既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できるときは、知事が適当と認める寸法とする。</p>		<p>一 立木竹等に固定させる場合にあつては、地上八十センチメートル以上の場所へ固定させること。</p> <p>二 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できるときは、知事が適当と認める寸法とする。</p>															

<p>八 特定猟 具使用制 限区域</p>	<p>七 特定猟 具使用禁 止区域</p>	<p>ことがで きる区域 として指 定した区 域</p>
	<p>法第三十五 条第十二項 において準 用する法第 三十四条第 五項</p>	
		
<p>一 立木竹等に固定さ せる場合にあつて は、地上八十センチ メートル以上の場所 で固定させること。 二 既存工作物を利用 した効果的な設置が できる場合であつ て、当該制札を容易 に視認できるとき の当該制札の寸法に ついては、知事が適 当と認める寸法とす る。</p>	<p>一 支柱の太さの寸法 は、木材を使用する 場合を示している。 ただし、鉄材等を用 いる場合であつて、 木材を用いたときと 同程度以上の強度が あるときは、知事が 適当と認める寸法と する。 二 既存工作物を利用 した効果的な設置が できる場合であつ て、当該制札を容易 に視認できるとき の当該制札の寸法に ついては、知事が適 当と認める寸法とす る。</p>	

別表第二(第三条関係)

一から十まで のとお り	事務 (現 行)	名 称 (現 行の とお り)	額 (現 行の と お り)	徴 収 時 期 (現 行の と お り)
--------------------	----------------	--------------------------------	-------------------------------	--

別表(第一条関係)

一から十まで (略)	事務	名 称 (略)	額 (略)	徴 収 時 期 (略)
---------------	----	---------------	----------	-------------------------